

最高裁秘書第3841号

平成28年12月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

10月5日付け（同月6日受付，最高裁秘書第3175号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 第57期司法修習生から第60期司法修習生までの，実務修習の日程が分かる文書
- (2) 現行61期司法修習生及び現行62期司法修習生の，実務修習の日程が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の各文書は，保存期間を満了しており廃棄済みである。